

契約の方法及び入札の条件

「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」

1 契約の方法

「令和8年度福島県農林水産物等緊急時モニタリング事業に係る労働者派遣業務」に係る一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

入札書には、1人1時間当たりの派遣労働時間の単価及び1回当たりのモニタリング検体運搬の単価、及び単価に予定数量を乗じた金額をそれぞれ記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

(2) 最低制限価格

本業務では最低制限価格を設定しない。

(3) 落札者の決定

提出された入札書の総価を比較し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 委託の期間

委託の期間は、令和9年3月31日までとする。

ただし、委託の着手時期は、契約締結の日から7日以内において委託者が指定する日とする。

(5) 委託契約書

別添（案）のとおり。

(6) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により委託者及び受託者が契約書に記名押印又は電子署名したときに確定する。

入札の際提示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 設計書（金額抜き）、入札説明書、委託仕様書
- 2 委託契約書（案）